

全障研は、日本国憲法、子どもの権利条約、障害者権利条約等の理念にそった教育を実現するための提言を出しました。

[総論]

○権利としての教育は、「社会への完全かつ効果的な参加とインクルージョン」をめざし、全人格的な「発達を最大にする」ための、「あらゆる段階でのインクルーシブな教育制度と生涯学習」を保障するものである。

○インクルーシブな学校づくりは、妊娠・出産から成人後までの地域で生きる権利が保障される地域づくりと連動し、また就学前から卒業後の生涯にわたる学習権・発達権保障の一環として追求される。

○学校教育は、すべての子どもの差異と多様性、固有のニーズとアイデンティティを尊重するとともに、特別なニーズのある子どもには、すべての子どもに対する権利一般にとどまらず、合理的配慮(理にかなった条件整備)や特別なケア・サポートへの権利を保障する。以下、[インクルーシブな地域の学校をつくる] [特別支援教育制度を改革する] [インクルーシブな地域をつくる] で具体的な提起をしています。

詳しくは下記をご覧ください。

[http://www.nginet.or.jp/news/opinion/20100303\\_kyoukukaikaku.html](http://www.nginet.or.jp/news/opinion/20100303_kyoukukaikaku.html)



▲JD政策会議で意見交換

### ●発達の保障とインクルーシブ教育

第24条は、インクルーシブ教育をめぐつて「通常の学校か特別な学校か」といった教育形態を先行させることではなく、個人の権利と教育要求を満たすことを最優先に考え、発達の保障にふさわしい質を確保した教育とそれへのアクセスの整備を締約国の責務としています。

すなわち、条件整備を回避することなく、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という本人の意思の尊重と自己決定を支える平等な教育の仕組みをつくるために、「完全なインクルージョン」という目標に照らして自国の教育の制度

や環境整備の到達点と課題を吟味することを締約国に求めているのです。そのうえで「学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境において、完全な包容といふ目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること」(第2項e)を合意点として、障害のある人の個別性と多様性を尊重した教育改革を着実に進めることができます。

その場合、合理的配慮は特に通常教育の改革に有効に機能することが期待されます。そして、特別支援学校や特別支援学級における特別な教育は、それが「差別」ではなく「障害のある人の事実上の平等を促進し又は達成するために必要な特定の措置」(第5条)として承認されよう、劣等な環境を抜本的に改善すること、質の高い教育実践の追求と条件整備が重要になります。

このように「発達を最大にする」と「効果的で個別化された支援」を統一して保障するためには、そこでとりくまれる教育実践が、第1項に定める教育の目的の実現に寄与するものとなつているかどうかを絶えず確かめていく必要があります。第24条は、そうした教育実践の社会的基盤をつくるために、障害のある人のねがいを真ん中に関係者の多様な意見を持ち寄る「器」だといえます。

(かわいりゅうへい)

リレー連載

## 障害者権利条約の最前線

### 第3回 人権・発達の保障とインクルーシブ教育 第24条 教育 その1

東京都立大学 河合隆平



### ●インクルーシブ教育への道のり

障害者権利条約は第24条に教育条項を置いています。

第1項では、障害のある人の教育の権利を明定し、機会均等を基礎として、基本的自由と多様性の尊重、人格と能力の最大限の発達、社会参加の実現をめざすインクルーシブな教育制度と生涯学習の確保を規定しています。

第2項は、第1項の権利を実現するための締約国の責務として、一般的な教育制度から排除されること、質の高い無償の初等教育と中等教育へのアクセスの充実、合理的配慮の提供、一般的の教育制度における必要な支援、発達を最大にする環境における効果的で個別化された支援を位置づけています。

第3項は、障害のある人の教育制度や地域社会に完全かつ平等に参加するうえで必要な生活技能や社会的な発達にかかる手話や点字に関する専門性のある教員の採用と研修、第5項は、高等教育、職業訓練、成人教育、生涯学習へのアクセスと合理的配慮の提供を規定しています。